

著名829氏がアピール賛同

集団的自衛権容認に抗議

「九条の会」安倍首相を批判

九条の会事務局の記者会見。左から小澤隆一、小森陽一、高田健、渡辺治の各氏＝2月14日、国会内



「九条の会」の小森陽一事務局長（東京大学教授）らは14日、国会内で会見し、安倍内閣が憲法解釈変更による集団的自衛権行使の容認に暴走を強めていることを批判し、全国各地の「九条の会」に「集団的自衛権行使による『戦争する国』づくりに反対するさらに大きな運動を盛りあげていこう」と呼びかける「訴え」を発表しました。

「訴え」は、現在、政府が憲法上認められないとしている集団的自衛権の行使について、安倍首相が国会答弁で、選挙で勝てば自由に解釈を変更できるかのように語っていることにふれ、「憲法は権力行使のあり方を規制するものとする立憲主義の原則を根本から否定するもの」と厳しく批判しています。

829人から賛同（14日現在）が寄せられたことを報告。賛同人には、沢田研二（歌手）、山田洋次（映画監督）の各氏ら多彩な顔ぶれが名を連ねました。

会見で渡辺治・一橋大学名誉教授は、安倍首相の発言について「集団的自衛権を容認するという9条のあり方を根本的に否定する中身もさることながら、9条を根本的に変えることを閣議決定で行うという手続き的な問題は極めて大きい」「国の基本的なあり方を時の政治的多数派が決めてはならないというのが憲法だ」と批判しました。会見ではまた、「九条の会」が昨年10月に発表したアピール「集団的自衛権行使による『戦争する国』づくりに反対する国民の声を」に対し、憲法研究者や宗教関係者、俳優など、各界の著名人ら

憲法解釈変更の安倍首相発言を古賀・自民党元幹事長が批判

「立憲国としてとても考えられない」「普通だったら予算委員会が止まるほどの大騒動の話だ」

戦争する国づくりは許せない

日本国憲法と自民党の憲

法改正草案を比較検討し

てみましょう

安倍政権が「海外で戦争する国」づくりの暴走を強めています。憲法改定について「しっかりと着実に取り組んでいく」

(安倍晋三首相、1月29日の参院本会議)と国会で答弁し、集団的自衛権行使を可能にする解釈改憲と明文改憲を両にらみで日本維新の会やみんなの党などを巻き込む“改憲翼賛体制”を築こうとしています。

日本国憲法 (昭和二十一年十一月三日)

第二章 戦争の放棄

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

戦争をするための、憲法改正であることが、誰にでも分かります

日本国憲法改正草案 自由民主党 平成二四年四月二七日 (決定)

第二章 安全保障

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動としての戦争を放棄し、武力による威嚇及び武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては用いない。

2 前項の規定は、**自衛権の発動を妨げるものではない。**

(国防軍)

第九条の二 わが国の平和と独立並びに国及び国民の安全を確保するため、**内閣総理大臣を最高指揮官とする国防軍を保持する。**

2 国防軍は前項の規定による任務を遂行する際は、法律の定めるところにより、国家の承認その他の統制に服する。

3 国防軍は、第一項に規定する任務を遂行するための活動のほか、法律の定めるところにより、国際社会の平和と安全を確保するために国際的に協調して行われる活動及び公の秩序を維持し、又は国民の生命若しくは自由を守るための活動を行うことができる。

4 前二に項定めるほか、国防軍の組織、統制及び機密の保持に関する事項は、法律で定める。

5 国防軍に属する軍人その他の公務員がその職務の実施に伴う罪又は国防軍の機密に関する罪を犯した場合の裁判を行うため、**法律の定めるところにより、国防軍に裁判所を置く。**この場合においては、被告人が裁判所へ上告する権利は、保障されなければならない。

(領土等の保全等)

第9条の三

国は主権と独立を守るため、国民と協力して、領土、領海および領空を保全し、その資源を確保しなければならない。

ご案内

国際婦人デー2014年芦別集会 3月8日(土) 13:00~16:00 芦別市総合福祉センター2F 大ホール 性別を問わず自由に

参加できます 主催:くらしを語る女性の会(会長 佐藤久子) 内容①戦争の体験談を聞く②ビデオ視聴(吉永小百合さんの詩の朗読)